

第1章 事業計画の概要

1.1 都市計画決定権者の名称並びに事業者の氏名及び住所

1.1.1 都市計画決定権者の名称

名 称：富士市（代表者 富士市長 小長井 義正）

1.1.2 事業者の氏名及び住所

名 称：富士市

代表者氏名：市 長 小長井 義正

住 所：静岡県富士市永田町1丁目100番地

1.2 都市計画対象事業の名称、種類、所在地

1.2.1 都市計画対象事業の名称

岳南広域都市計画ごみ焼却場（富士市新環境クリーンセンター）建設事業

1.2.2 都市計画対象事業の種類

廃棄物処理施設の建設

ごみ処理施設：処理能力 250t/日

1.2.3 所在地

富士市大淵糶窪地先

1.3 都市計画対象事業の目的及び内容

1.3.1 目的

富士市（以下「本市」という。）のごみ焼却場は、昭和41年に富士市、吉原市、鷹岡町が合併したことにより、廃棄物の輸送及び施設運営の効率性の観点から広域処理をおこなうため、昭和54年に富士市ごみ焼却場（以下「現環境クリーンセンター」という。）を都市計画決定し、一部の変更を経て現在に至っている。

この間、施設については、適切な補修や改良等の維持管理を行ってきたが、老朽化による処理能力の低下などにより、良好な都市環境の維持を図るうえで支障となる恐れがある。さらに、近年、ごみ分別品目の増加による保管や選別施設の不足などの問題も顕在化してきており、現環境クリーンセンターの更新は極めて緊急性の高い課題となっている。

今日、環境保全に対する社会的要請は極めて高く、さらに今後発生が予想される東海地震への対応が求められる中、ごみ焼却施設には、高い環境保全性と安全性を備えることが必要とされる。さらに、低炭素社会及び循環型社会の形成に向けて、ごみ焼却熱エネルギーの有効利用及びごみ減量化に資する資源回収・リサイクル機能を備え、周辺環境と調和し地域住民と共存した施設であることが求められており、岳南広域都市計画都市計画区域の整備・開発及び保全の方針や富士市ごみ処理基本計画に、環境負荷低減化、エネルギー有効利用やごみ減量化目標など効率的な観点から整備方針が示されている。

このことから、廃棄物等の輸送の効率性、防災安全性等を総合的に勘案し、現環境クリーンセンターを高い環境保全性と安全性を備えた新しいごみ焼却場に更新することで、一般廃棄物を適正に処理すると共に資源の循環的利用を推進し、円滑な都市活動を支え良好な都市環境を確保することを目的として実施するものである。

なお、現施設については、都市計画の廃止をせずに現状を維持するが、新施設の稼働が確実となり現施設を都市施設として継続する必要性がなくなった時点で、都市計画の廃止手続きを行うものとする。

1.3.2 施設整備に係る基本理念

新環境クリーンセンターの整備に際しては、環境との調和、地域との融和、富士山との融合を目指した「安全と安心を約束する資源循環パーク」を基本理念とする。

1.3.3 施設整備に係る基本方針

新環境クリーンセンターは、先の施設整備に係る基本理念を踏まえ、次の3つを施設整備に係る基本方針とする。本基本方針は、今後の施設計画、設計、施工、運営管理の全般にわたる指針として機能するものである。

- ・安全、安定、安心を約束する施設
- ・もったいないを育む施設
- ・地域に融和する施設

1) 安全、安定、安心を約束する施設

- ① 環境保全には万全の対策を行うとともに、安全性を最優先とした施設の建設と運営管理を行う。
- ② 情報公開と市民参画のもと、信頼性の高い施設の運営管理を行う。
- ③ 見学者などの多くの市民が来場し、利用することに配慮した安全な施設とする。
- ④ 東日本大震災の経験を教訓として、東海地震や大型台風等の天災にも耐える災害に強い施設とする。
- ⑤ 市民のライフスタイルの変化や災害等の発生に伴うごみの質・量の変化に柔軟に対応して安定的なごみ処理を行う。

2) もったいないを育む施設

- ① 単なるごみ処理施設としてではなく、価値が低くなったものをより価値の高いものへ再生する資源循環施設としての役割、機能を持つものとする。
- ② ごみの排出抑制 (Reduce)、再利用 (Reuse)、再生利用 (Recycle) の啓発、普及を行う機能を備え、「もったいない」を実践する市民を育む施設とする。
- ③ ごみ焼却時の余熱を利用して効率の高い発電を行うなど、ごみの持つ熱エネルギーを有効に利用し地球温暖化防止にも寄与するものとし、さらに焼却残さは、セメント原料等として有効利用する。

3) 地域に融和する施設

- ① 地域参加による環境監視体制を構築し、開かれた施設の運営管理を行う。
- ② 富士山や駿河湾を望むことができる立地特性を活かすとともに、多様な機能を持つ公園をイメージして整備し、快適性や「また行ってみたい」と感じる親しみにあふれた空間とする。
- ③ 富士山を背景とする景観特性を踏まえ、地域のシンボルとして誇ることができるデザインとする。
- ④ 環境教育・啓発を通じて地域の交流を促進し、ごみ焼却時の余熱を蒸気や温水として有効利用することにより、地域の発展に寄与する施設とする。

1.3.4 内容

1) 都市計画対象事業の実施区域

事業実施区域、事業予定地の位置を図 1.3.4-1 に示す。なお、事業実施区域とは環境影響評価調査実施計画書における調査対象区域、事業予定地とは都市計画決定区域を示す。

2) 都市計画対象事業の計画概要

(1)敷地面積

事業実施区域：約 16.5ha（環境影響評価調査実施計画書における調査対象区域）

事業予定地：約 7.4ha（都市計画決定区域）

(2)計画施設

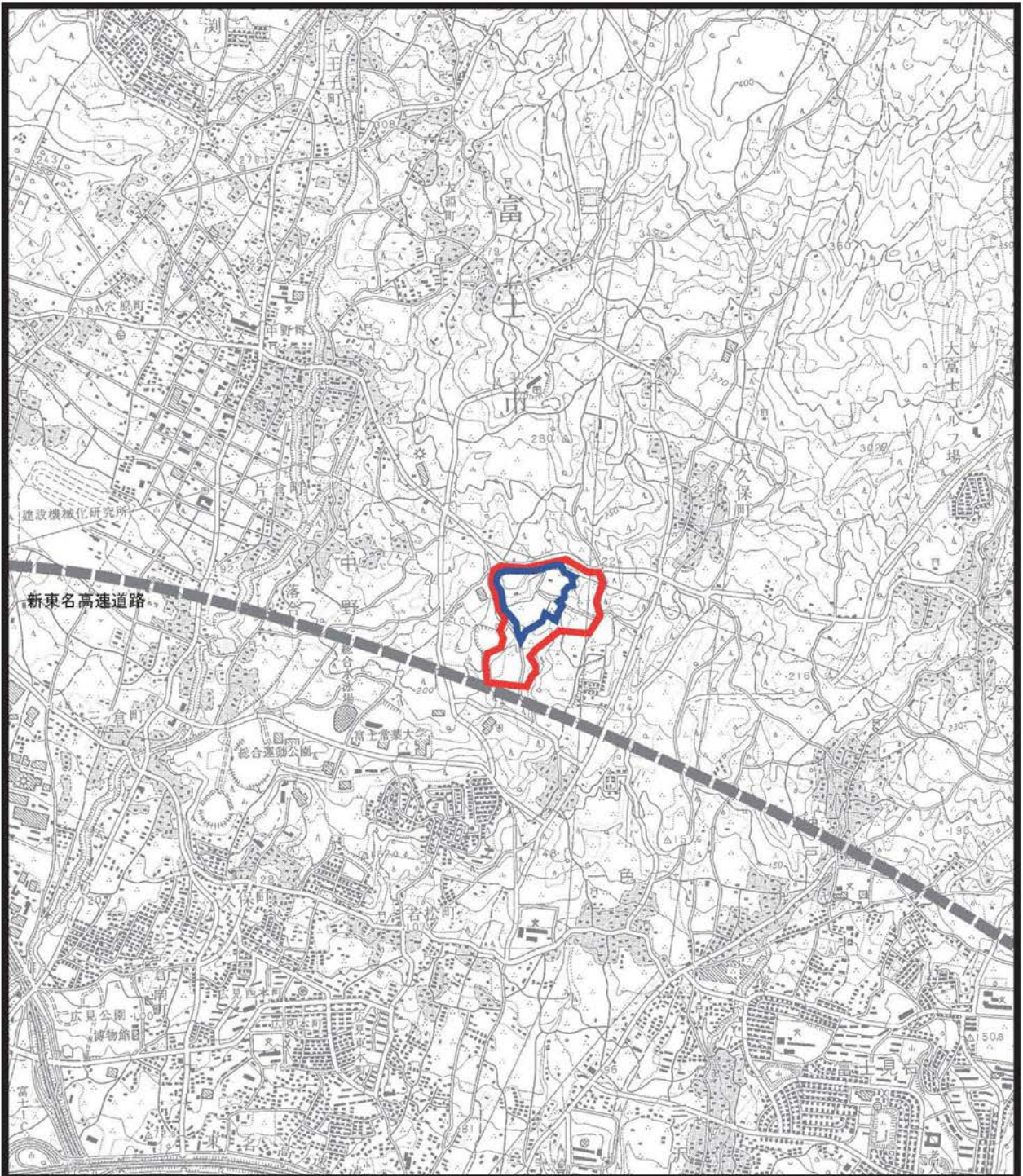
① 配置する施設の概要

新環境クリーンセンターにおいて配置する施設の概要を表 1.3.4-1 に示す。

表 1.3.4-1 配置する主な施設の概要^注

施設名	概要	概略寸法	概略面積 (ha)
工場棟 (焼却・破碎・管理)	【焼却】 250トン/日・2炉構成 【破碎】 剪定枝の破碎、再資源化 【管理】 本市職員・運転委託職員居室	67m (長さ) × 91m (幅) 及び付属構造物	0.6
資源回収棟 (計量・選別・車庫)	【計量】 計量機4台・検量所職員居室 【選別】 直接持ち込みごみの選別等 【車庫】 バッカー車18台 点検・洗車スペースを含む	85m (長さ) × 39m (幅) 及び付属構造物	0.2
循環啓発棟 (修理・再生、環境啓発、余熱利用)	環境学習 修理再生品の展示 余熱利用体験	30m (長さ) × 131m (幅)	0.4
駐車場	職員用：約40台 来場者用：約140台 大型バス用：4台		0.7

注) 施設計画の見直しを踏まえて、環境影響評価時に想定していた内容から工場棟・資源回収棟・循環啓発棟を主体とする構成に変更した。このうち工場棟 (ごみ焼却施設) について、環境影響評価時には 3 炉構成を想定していたが、2 炉構成に変更した。なお、1 日あたりの処理量に変更はない。



凡例

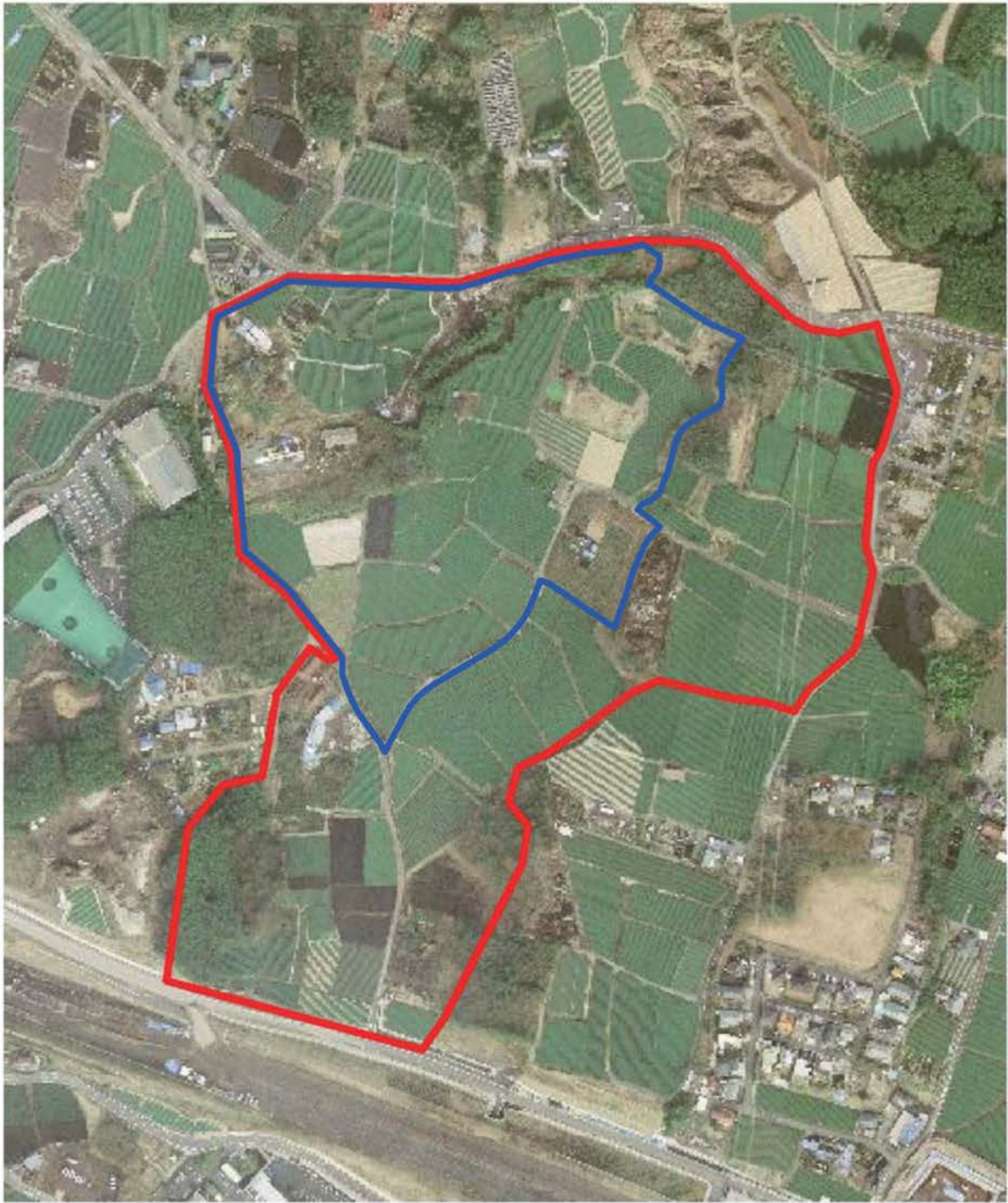
-  事業実施区域
-  事業予定地



S = 1:25,000



図 1.3.4-1(1/2)
事業実施区域、事業予定地位置図



凡 例



事業実施区域

事業予定地



図1.3.4-1(2/2)

事業実施区域、事業予定地位置図

② ごみ焼却施設

ア 処理方式

ストーカ式ごみ焼却施設（焼却残さは場外にて再生業者等による再利用）

イ 処理対象ごみ量^{注1}

施設規模 : 250t/日

年間処理量 : 67,200t/年(250t/日×365日×実稼働率(280日/365日)×調整稼働率(0.96))

<内訳>

・可燃ごみ : 63,791t/年

(家庭系・事業系・大型可燃ごみ 57,918 t/年+災害廃棄物等 : 5,873 t/年)

・下水道汚泥 : 2,000t/年

・し尿汚泥 : 1,409t/年

ウ 稼働時間

24時間連続運転

エ 炉系列

2系列(125t/日×2炉)^{注2}

オ 煙突高さ

59m

カ 計画ごみ質^{注3}

表 1.3.4-2 に示す。

表 1.3.4-2 計画ごみ質

ごみ質		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ	
低位発熱量	(kJ/kg)	6,000	9,000	12,000	
	(kcal/kg)	1,430	2,150	2,870	
三成分	水分 (%)	60.8	50.6	40.4	
	可燃分 (%)	33.3	43.2	53.1	
	灰分 (%)	5.9	6.2	6.5	
元素組成	炭素 (%)	55.68	57.57	57.76	
	水素 (%)	7.77	8.10	8.31	
	酸素 (%)	34.02	31.65	30.15	
	窒素 (%)	1.26	1.22	1.19	
	硫黄 (%)	0.11	0.11	0.11	
	塩素 (%)	1.16	1.35	1.48	
単位容積重量		(kg/m ³)	200	154	130

注1) 環境影響評価時から処理対象ごみ量の内訳を変更した。なお、施設規模及び年間処理量に変更はない。

注2) 環境影響評価時には3炉構成(83.3t/日×3炉)を想定していたが、施設計画の見直しにより、2炉構成(125t/日×2炉)構成に変更した。なお、1日あたりの処理量に変更はない。

注3) 環境影響評価時から計画ごみ質を変更した。

キ 主要設備

ごみ焼却施設を構成する主要設備を図 1.3.4-2 に示す。

搬入された可燃ごみは、まず計量機で車両ごと重さを量り、搬入車両はプラットホームに進入し、ごみピットにごみを投入する。投入されたごみは、性状（内容物、水分量など）にばらつきがあるため、ごみクレーンで混ぜて、均一化してから焼却炉に投入する。ごみは焼却炉の中で 850℃以上の高温で焼却され、排ガスと焼却残さに分かれ、排ガスは排ガス処理設備で有害物質を除去した後、煙突から大気に排出される。また、排ガスは高い熱エネルギーを持っているため、廃熱ボイラで熱回収し蒸気を作り、電気と温水に転換する。焼却残さは、灰貯留設備に貯留され、灰搬出車両により場外へ搬出し、外部の資源化施設で再利用を図る。

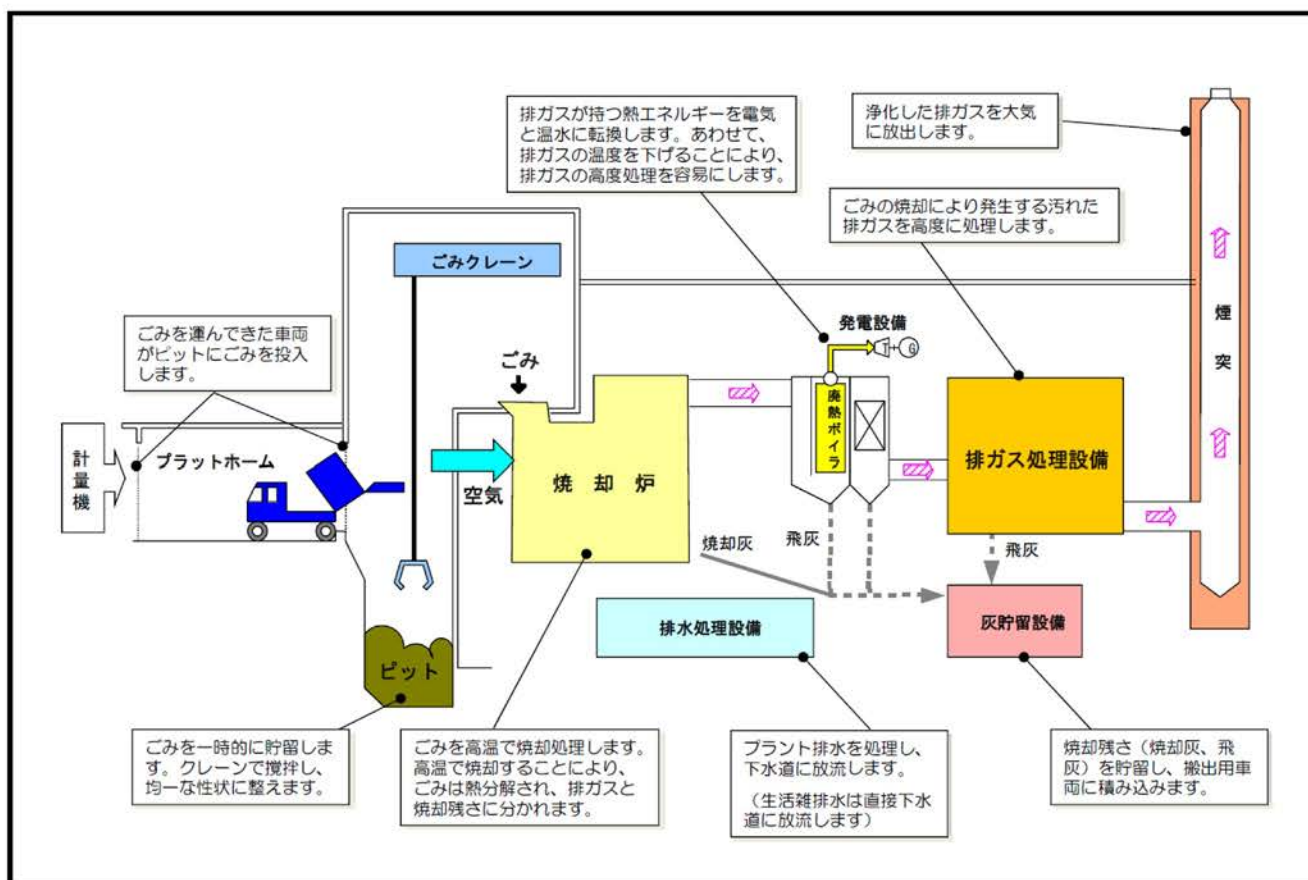


図 1.3.4-2 ごみ焼却施設を構成する主要設備

ア) ごみ燃焼条件

- ・ 燃焼室出口温度は 850℃以上とする（900℃以上が望ましい）。
- ・ 燃焼室ガス滞留時間は、十分なガス攪拌のもと、上記の燃焼温度内で 2 秒以上を確保する。
- ・ CO 濃度は、4 時間平均値で 30ppm 以下、1 時間平均値で 100ppm 以下とする。（100ppm を超える瞬時値は極力発生させない。）
- ・ 水冷壁を導入し、火格子は冷却効率の高い構造とする。
- ・ 焼却灰の熱灼減量は 3%以下とする。

イ) 燃焼ガス冷却設備

廃熱ボイラ式

蒸気の高圧化を図るほか、熱回収効率を最大化するための技術的施策を施すものとする。また、ボイラの過熱器は、高温腐食に対し高い耐性を有する材料とするほか、交換が容易な構造とする。

ウ) 排ガス処理設備

排ガス処理設備は乾式処理を採用する。

- ① ばいじん対策・・・バグフィルタ
- ② 塩化水素対策・・・バグフィルタ+消石灰（乾式法）
- ③ 硫黄酸化物対策・・・バグフィルタ+消石灰（乾式法）
- ④ 窒素酸化物対策・・・触媒反応塔（触媒脱硝法）
- ⑤ ダイオキシン類対策・・・バグフィルタ+活性炭及び触媒反応塔
- ⑥ 水銀等重金属対策・・・バグフィルタ+活性炭

エ) 余熱利用設備

タービン形式は抽気復水タービンによる高効率な蒸気発電システムを構築し、ボイラで発生した高温高圧蒸気を用いて蒸気タービン発電を行う。また、場内及び場外余熱利用施設へ供給する熱源は、可能な限り抽気蒸気による低圧蒸気によるものとし、設備全体での蒸気発電システムの効率向上を図るものとする。なお、本施設は高効率発電施設を計画するものとし、設計点における発電効率を19%^{注1}以上とする。

- ① タービン発電設備・・・1基
- ② 場内余熱利用設備・・・一式（給湯等）
- ③ 場外余熱利用設備・・・一式（温水供給）

カ) 灰出し設備

焼却灰と飛灰（ばいじん）は、各々専用のピットに貯留するものとし、分離貯留・分離排出を可能なものとする。焼却灰の冷却は灰押し装置（半乾式法）によるものとし、搬出する焼却灰の含水率を低減する。

焼却灰及び飛灰の処理は、外部の資源化施設にてセメント原料等へ全量再資源化^{注2}、マテリアルリサイクルの推進と最終処分量の削減との両立を目指す。

ク) 給水設備等

評価書時点では上水を引き込む計画であったが、事業予定地北側に給水井戸を設け、地下水を引き込む計画に変更した。（給水計画の変更に伴う地下水への影響については第6章参照。）

また、雨水については、今後の敷地造成設計では防災上の観点から、事業予定地内の雨水全量を排除できる雨水排水路を設け、下流端の洪水調整池で流量調整し河川放流を可能とすることを原則とするが、同時に有効利用の観点からも一次処理設備を設け場内散水や植栽散水に利用を可能なものとする。

注1) 環境影響評価時には発電効率17%以上を想定していたが、19%以上に変更した。

注2) 環境影響評価時には再利用を行う方針のみ示していたが、全量再資源化を行う計画とした。

キ) 排水処理設備

ごみピット汚水は処理後に再度ごみピットに戻すものとし、プラント排水は適正処理後に下水道へ放流する（一部は再利用を図る）。なお、生活排水は直接下水道放流とする。

① ごみピット汚水処理設備・・・ごみピットに戻す^{注1}

② プラント排水処理設備・・・生物処理（有機系のみ）＋凝集沈殿＋砂ろ過後、下水放流

※再利用の場合は必要に応じて滅菌処理を加える

③ 選別、破碎及び修理・再生・環境啓発

ア 機能

ア) 選別

・直接持ち込み資源ごみの選別保管設備、使用済み小型電子機器の回収保管設備、廃家電製品等からのフロンガスの抜き取り及びフロンガスの保管設備、蛍光管の保管設備

イ) 破碎

・剪定枝の破碎・資源化^{注2}

ウ) 修理・再生・環境啓発

・中古品、不用品の修理、再生、展示

・循環型社会形成及び低炭素社会形成に向けた環境啓発・環境教育

イ 剪定枝の破碎・資源化設備

ア) 設備稼働条件^{注3}

・日処理能力 4.92t/日

・年間受入量 739t（異常気象等による災害ごみを含まない）

・日最大受入量 10t

・年間稼働日数 271日（年間作業日数 311日、土曜日の半日作業を含む日数）

・日稼働時間 5時間（日作業時間 7時間）

イ) 受入物

剪定枝（家庭から収集されたもの、工場棟に直接持ち込まれるもの）

ウ) 主要機器能力^{注3}

・破碎機 4.92t/5h 以上

・膨潤処理機 4.92t/5h 以上

注 1) 環境影響評価時にはごみピット汚水処理設備においてろ過を行い、炉内噴霧により燃焼処理を行うこととしていたが、燃焼時の炉内温度の低下を防ぎ効率的な廃熱利用を行うため、汚水処理設備を通したのちごみピットに戻す計画に変更した。なお、従来計画と同様に施設排水の公共用水域への排水は行わないことから、水質等への影響は生じない。

注 2) 事後調査報告書その 1 において剪定枝の資源化は行わないこととしたが、若干量の資源化を行う計画であることを踏まえて、記載を変更した。

注 3) 剪定枝の破碎・資源化設備の諸元について、環境影響評価時から以下の通り変更した。

【設備稼働条件】日処理能力：10t/日⇒4.92t/日、年間受入量：2,500t/日⇒739t/日、日最大受入量：30t⇒10t

【主要機器能力】破碎機：10t/5h 以上⇒4.92t/5h 以上、膨潤処理機：8t/5h 以上⇒4.92t/5h 以上

エ) 付帯設備等

- ・脱臭設備 排気口において悪臭防止法第1種区域相当の規制に対応可能なもの。
- ・集じん設備 作業場の環境保全が可能であること。
- ・給排水設備 隣接するごみ焼却施設の設備を利用する。
- ・重機類 バックホウ、ホイールローダ等を必要数量確保

カ) リサイクルフロー

剪定枝リサイクルのフローを図 1.3.4-3 に示す。

搬入された剪定枝等は計量機を経て、受入ヤードに集積し、破砕機に定量投入する。

破砕物は、磁選機により異物除去し、一部を木質チップとして利用するためチップヤードに集積する。残りの破砕物は、定量供給装置により膨潤処理機に定量供給したのち、ミンチャードに集積する。

なお、受入ヤードからチップヤード及びミンチャードは1Fに設置するものとする。

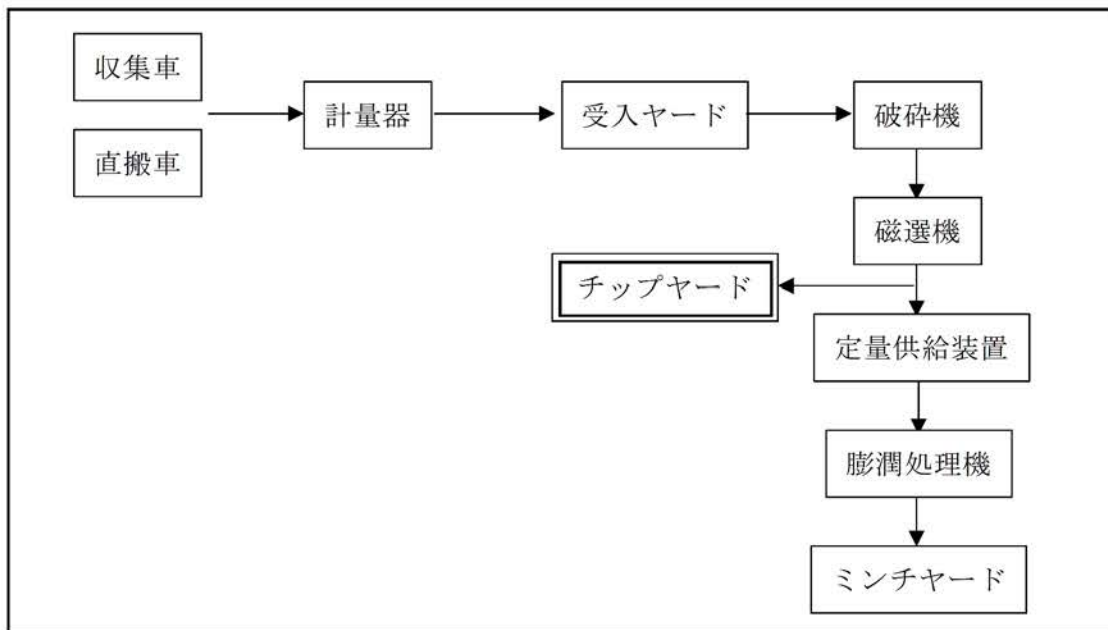


図 1.3.4-3 剪定枝リサイクルのフロー

(3) 敷地造成計画

① 事業予定地の特徴

ア 地形的な特徴

事業予定地内の標高差は 33m 程度、形状は北を底辺とする逆三角形形状であり、平均横断幅（東西軸）230m×平均縦断幅（南北軸）250m で、標高 220m、標高 215m 及び標高 190m 付近に緩斜面をもつ 3 段構造の傾斜地の形状となっている。

イ 一般廃棄物埋設地が存在

事業予定地内西側には幅 50m、長さ 130m、標高 200m—223m の範囲（約 6,500m²）に一般廃棄物埋設地が存在している。

ウ 景観上の特徴

事業予定地は北に富士山、南に駿河湾を望み、これらを遠景とする優れた景観を構成する地域に位置している。

② 敷地造成計画案

敷地造成計画案を図 1.3.4-4 に示す。

本計画案は以下に示す 4 つの基本方針に則り計画した。なお、今後、詳細な地形、地質調査結果及び廃棄物埋設地の範囲等を踏まえ、見直しを行うものとする。

ア 3 段の敷地を創出^注

事業予定地の 3 段の段差から成る傾斜地を活かし、敷地内動線と接続することになる外周道路（市道）の勾配及び標高に考慮し、3 段の敷地を創出する。

ごみ焼却施設を配置する基幹造成面は、堅牢な岩盤が比較的浅い位置に存在することが推定できる北側のエリアとする。

循環啓発棟は市民が利活用することにより初めて整備効果が発揮されるものであるため、その運営や管理手法は工場棟及び資源回収棟とは大きく異なる。このため、搬入出道路を含めて工場棟及び資源回収棟と循環啓発棟は、管理、動線を分離する。

イ 周辺環境に配慮した造成

周辺は農地として土地利用されているので、敷地造成により農道へ影響が生じるときは、従前と機能がかわらないよう利便性を確保する。また、景観保全のため、法面は土羽を基本とし、積極的に緑化して周辺環境の維持向上に努める。

ウ 一般廃棄物埋設地は土地を改変せず緑地として有効活用

造成計画においては、一般廃棄物埋設地エリアでは土地を改変せず、造成は盛土を基本とする。また、新環境クリーンセンターのランドマーク的な緑地として整備を行ない、訪れる市民、県道を通る車両等からの景観に配慮する。なお、一般廃棄物が埋設されている状況をかみがみ、事前調査を実施のうえ、埋設の可能性が高いと考えられる範囲の掘削は行わない計画とした。

エ 緑化等によるアメニティ（快適性）の確保

敷地の造成に際しては、来場者がうるおい・快適性を感じられるよう配慮するとともに、多様な生態系保全に努める。具体的には、法面は緑化が容易な構造（土羽等）とし、緩衝緑地等による敷地内の積極的な緑化を図るものとする。

注) 環境影響評価時には 2 段の敷地造成を予定していたが、施設計画の見直しにより、3 段に変更した。

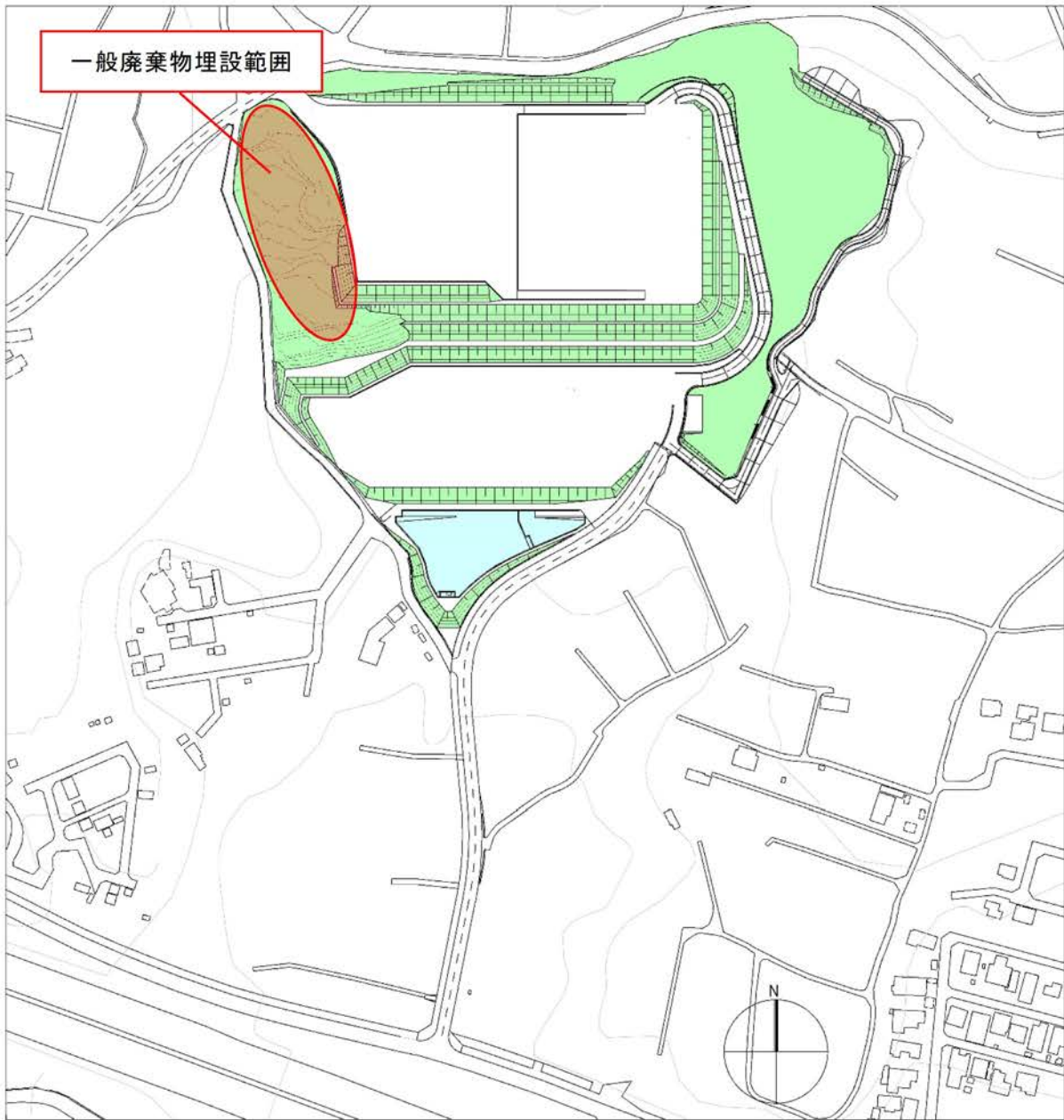


図 1.3.4-4 敷地造成計画案

(4) 施設配置計画

施設配置計画案を図 1.3.4-5 に示す。

本計画案は以下に示す 5 つの基本方針に則り計画した。

ア 利用者の視点に立った施設配置

本事業により整備される各施設の配置は、利用者である市民等の視点に立ち、利用しやすさに配慮する。

イ 機能別に 2 つのエリアを設定

敷地は、工場棟（焼却・破碎・管理）、資源回収棟（計量・選別・車庫）が立地する北側、循環啓発棟（修理・再生、環境啓発、余熱利用）が立地する南側に大別される^注。

北側は、基本的に平日及び土曜日の午前に利用し、パッカー車や焼却残さを運搬するトラックなど大型車両の通行に配慮する。

南側は、休日も開放し、一般市民が利用することに配慮する。

ウ 地形条件と使いやすさに配慮した施設配置

地盤条件（支持力等）と地形を考慮し、重量物が多いごみ焼却施設を切土となる標高の高い北側エリアに配置する。南側エリアには、3R（ごみの排出抑制（Reduce）、再利用（Reuse）、再生利用（Recycle））推進等を目的とした市民が主体となり利用する循環啓発棟（修理・再生、環境啓発、余熱利用）、来客用駐車場等を配置する^注。

なお、南から北に向かって高い施設を配置することにより、遠景では富士山に向かって緩やかに立ち上がるシルエットとなり、景観にも配慮できる。

エ 機能的かつ安全な動線の確保

敷地内の 2 つのエリアには、独立した進入動線を確保する。これにより、利用者の分かりやすさや安全性を確保するとともに、それぞれのエリアにおける利用時間帯を考慮した効率的な施設管理が可能となる。

また、公道上での渋滞を回避するために、北側エリアには、計量機を複数設置した検量所からプラットホームまでの延長をできるだけ長くし、待避スペースを確保する。

なお、現環境クリーンセンターでは、一般市民の直接持ち込み車両が短時間に集中して数万台が来場する場合がみられるので、新環境クリーンセンターでは直接搬入制度の見直しを検討する。

オ 周辺環境との調和、景観への配慮

事業予定地は、周辺が緑に覆われた耕作地であり、北には富士山、南には駿河湾が展望できる位置にあることから、周辺環境との調和及び景観へ配慮する。

具体的には、法面では緑化を積極的に行うとともに、特に事業予定地の東・西側には植樹等による緩衝緑地の整備を図り、また、南から北に向かって階高の高い施設を配置することにより富士山に向かって緩やかに立ち上がるシルエットを形成するとともに、富士山や駿河湾を背景とする景観にふさわしい優れた建築意匠設計を行う。

注) 環境影響評価時には北側に管理棟、計量棟、車庫棟、ごみ焼却施設及びリサイクルセンター（選別・破碎棟）の立地、南側にはリサイクルセンター（修理・再生棟）の立地を予定していたが、施設計画の建物を集約し、北側に工場棟（焼却・破碎・管理）及び資源回収棟（計量・選別・車庫）、南側に循環啓発棟を立地する計画に変更した。

工場棟東側・資源回収棟西側には地域の自然を再現した緩衝緑地を配置し、生物多様性に関する環境学習等にも利用する。また、環境イベント開催時等に利用できる広場も整備する。

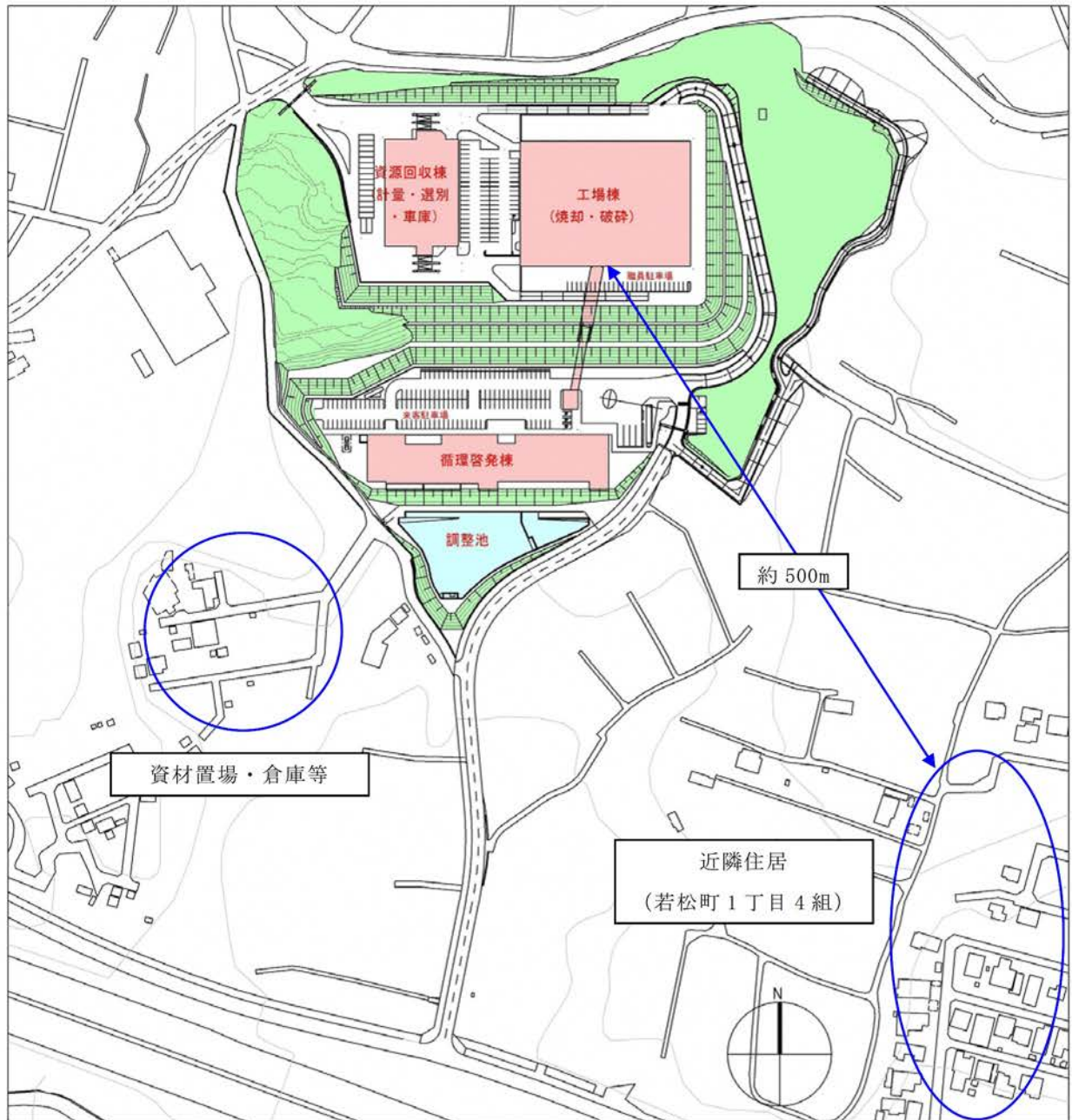


図 1.3.4-5 施設配置計画案

(5) 環境保全計画

① 排出ガス対策

新環境クリーンセンターでは法的規制を遵守することはもとより、さらに安全と安心を確保するための環境保全対策として、以下のとおり自主規制値を定めて規制を行う。

硫黄酸化物 (SO _x)	: 20ppm 以下 (法規制値: K 値 1.75 及び総量規制)
ばいじん	: 0.01g/m ³ N 以下 (法規制値: 0.04g/m ³ N 以下 ^注)
窒素酸化物 (NO _x)	: 50ppm 以下 (法規制値: 250ppm 以下)
塩化水素 (HCl)	: 40ppm 以下 (法規制値: 約 430ppm 以下 (700mg/m ³ N 以下))
ダイオキシン類	: 0.01ng-TEQ/m ³ N 以下 (法規制値: 0.1ng-TEQ/m ³ N 以下 ^注)
水銀	: 0.03mg/m ³ N 以下 ^注 (法規制値: 0.05mg/m ³ N ^注)

注) 環境影響評価時から法規制値が変更されているばいじん・ダイオキシン類・水銀について、法規制値の見直しを行った。また、水銀の自主規制値は大気汚染防止法に基づく新規施設の基準値を適用した。

② 騒音対策

騒音規制法に準拠し、以下の基準に基づいて規制を行う。

なお、新環境クリーンセンター建設工事では、特定建設作業の時間帯を8時から17時とする。

【建設工事中の基準】

都市計画法上の区域	騒音規制法上の区分	規制基準 (dB) 注
市街化調整区域	第1号区域	85 以下
		工事は7時~19時の間で1日10時間以内 原則として日曜日及びその他の休日等の作業は行わないこと。

注) 規制基準は特定の建設機械を用いる特定建設作業に対するものである。新環境クリーンセンター建設工事では、くい打機などを使用することから特定建設作業に該当し、基準値は敷地境界線上で適用される。騒音のレベルが変動する場合は90%レンジの上端値とすることから、基準値は概ね最大値に近いものとなる。

【稼働中の基準】

都市計画法上の区域	騒音規制法上の区分	規制基準 (dB) 注
市街化調整区域	第2種区域	朝 (6時-8時): 50 以下
		昼 (8時-18時): 55 以下
		夕 (18時-22時): 50 以下
		夜 (22時-6時): 45 以下

注) 騒音規制法は特定の設備や機械を設置する工場などを対象とするものである。特定の機械としては送風機等があり、新環境クリーンセンターにも設置されることから、基準値は敷地境界線上で適用される。騒音のレベルが変動する場合は90%レンジの上端値とすることから、基準値は概ね最大値に近いものとなる。

③ 振動対策

振動規制法に準拠し、以下の基準に基づいて規制を行う。

なお、新環境クリーンセンター建設工事では、特定建設作業の時間帯を8時から17時とする。

【建設工事中の基準】

都市計画法上の区域	振動規制法上の区分	規制基準 (dB) : 注
市街化調整区域	第1号区域	75 以下
		工事は7時～19時の間で1日10時間以内 原則として日曜日及びその他の休日等の作業は行わないこと。

注) 規制基準は特定の建設機械を用いる特定建設作業に対するものである。新環境クリーンセンター建設工事では、くい打機などを使用することから特定建設作業に該当し、基準値は敷地境界線上で適用される。振動のレベルが変動する場合は80%レンジの上端値とすることから、基準値は概ね最大値に近いものとなる。

【稼働中の基準】

都市計画法上の区域	振動規制法上の区分	規制基準 (dB) : 注
市街化調整区域	第1種区域の2	昼 (8時-20時) : 65 以下
		夜 (20時-8時) : 55 以下

注) 振動規制法は特定の設備や機械を設置する工場などを対象とするものである。特定の機械としてはプレス機器等があり、新環境クリーンセンターにも設置される可能性があり、この場合、基準値は敷地境界線上で適用される。振動のレベルが変動する場合は80%レンジの上端値とすることから、基準値は概ね最大値に近いものとなる。

④ 臭気対策

以下のとおり自主規制値を定めて規制を行う。

【臭気指数による規制】：都市計画上の住居系地域と同等の基準とする。						
項目	臭気指数の自主規制値 () 内は本市で定められた値					
敷地境界線上	10 (13)					
排ガス	排ガスの着地点において10 (13) (計算値)					
【特定悪臭物質による自主規制値】：法律で定める範囲で最も厳しい値とする。(臭気強度2.5に相当する規制)						
項目 (抜粋) : 注 (他に15物質についても 同様に規制濃度を設定する)	どんなにおいか?	左欄：自主規制値 (ppm) 右欄：法律で定める範囲				
敷地境界	アンモニア※	し尿のようなにおい	1	1	—	5
	メチルメルカプタン	腐った玉ねぎのようなにおい	0.002	0.002	—	0.01
	硫化水素※	腐った卵のようなにおい	0.02	0.02	—	0.2
	硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	0.01	0.01	—	0.2
	二硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	0.009	0.009	—	0.1
	トリメチルアミン※	腐った魚のようなにおい	0.005	0.005	—	0.07
	アセトアルデヒド	刺激的な青臭いにおい	0.05	0.05	—	0.5
排出口	※に示す項目 (m ³ N/h)	次式により算出した流量 q を各々の規制基準とする。 $q = 0.108 \times He^2 \times Cm$ (He ≥ 5m) q : 特定悪臭物質の流量 (m ³ N/h) He : 補正された排出口の高さ (m) Cm : 敷地境界線における基準値 (ppm)				

注) 悪臭防止法において、悪臭公害の主要な原因となっている物質として、22種類の特定悪臭物質が指定されている。都道府県知事等により、臭気強度2.5～3.5の範囲内で敷地境界線上の規制基準(物質毎の濃度)が定められる。

(6) ごみ収集方法（廃棄物運搬車両運行計画）

廃棄物運搬車両の主要走行ルートは図 1.3.4-6 に示すとおりである。

事業予定地を中心とする市域の北西エリアからは、主要地方道富士・富士宮・由比線、もしくは主要地方道富士・白糸滝公園線、新東名高速道路側道より市道大淵庚申松 1 号線、市道大淵糺窪 12 号線を経るルート为主要走行ルートとする。

北東エリアからは、今宮バイパス、市道大淵大久保線、主要地方道富士・富士宮・由比線より、南東エリアからは、主要地方道富士・裾野線、今宮バイパスなどから新東名高速道路側道より、南西エリアからは主要地方道富士・白糸滝公園線などから新東名高速道路側道より市道大淵庚申松 1 号線、市道大淵糺窪 12 号線を経るルート为主要走行ルートとする。

このように、事業予定地を中心とする市域の各方面から最短で新東名高速道路側道に接続する路線を利用することにより、特定の既存道路に廃棄物運搬車両が集中することを回避する。また、主要地方道富士・富士宮・由比線も北側エリアからのルートとして利用することにより、新東名高速道路側道における交通負荷増大を回避する。

なお、循環啓発棟へのアクセスは、新東名高速道路側道から市道大淵糺窪 11 号線を北上するルートを利用する。

さらに、市道大淵糺窪 12 号線及び市道大淵糺窪 11 号線については、縦断勾配、幅員等の問題から現状のままでは利用が困難であるため、必要となる整備を行う。

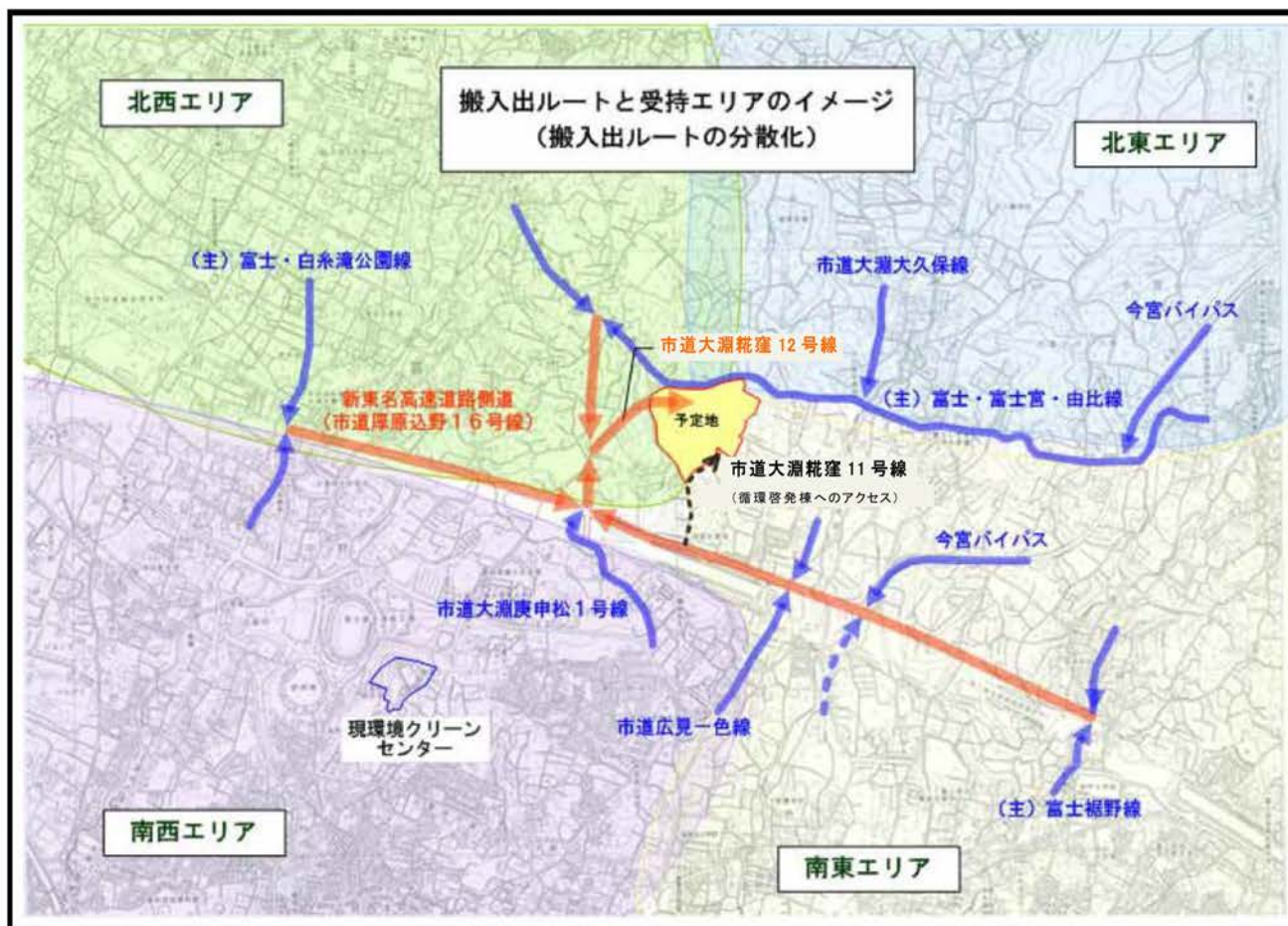


図 1.3.4-6 廃棄物運搬車両の主要走行ルート

(7) 防災・減災対策

① 設計段階

敷地の造成設計及びごみ焼却施設等の建築・プラントの設計段階においては、以下に示す防災・減災対策に係る事項について留意する。

ア 造成設計

- ・ 大規模地震を想定した設計時の安定計算の実施
- ・ 盛土の安定性の確保

イ ごみ焼却施設等の建築・プラント設計

- ・ 建築物における高い耐震性能の確保
- ・ プラントは重要度や危険度に応じて建物等と整合の取れた耐震力を確保
- ・ 制御システム、保安設備、安全対策の工夫

② 施工段階

施工段階では、設計時に想定した災害や採用した基準に沿った施工が確実に行われていることを確認するための施工監理を行う。

- ・ 土木、建築、プラント、電気、構造、設備等の専門技術者による施工監理体制の構築

③ 運営管理段階

運営管理段階においては、以下に示す防災・減災対策に係る事項について留意する。

- ・ 事故発生時の被害を最小限に抑えるため、「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針」（平成 18 年 12 月環境省廃棄物・リサイクル対策部）に基づいたマニュアルの整備
- ・ 災害発生時にとるべき行動や対策等を規定したマニュアルの整備
- ・ 緊急時対応体制の構築
- ・ 地震発生を想定した日常的な点検の実施
- ・ 災害発生時の対策に関する演習の実施

④ 災害復旧・復興に役立つ施設としての機能

新環境クリーンセンターは、災害発生時からその復旧・復興に至るまでの間、以下に示す役割を担う。

- ・ 災害時に発生したごみの適正処理
- ・ 災害復旧・復興時の市民生活の支援

1.3.5 事業の進捗

1) 事業スケジュール

事業スケジュールを表 1.3.5-1 に示す。

関係地域との合意形成を経て、平成 28 年 8 月に工事に着手し、令和 2 年度初旬にほとんどの工事を終了した。その後一部の土木工事及び試運転を経て、令和 2 年 9 月にしゅん工する。

なお、工事期間中の平成 31 年 2 月に、事後調査報告書（工事の実施時その 1）を作成のうえ公表している。

表 1.3.5-1 事業スケジュール

工種	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)
盛土材搬入工事					
仮設道路・仮置場整地工事	■				
盛土材搬入工事	■	■			
仮設工事					
仮囲い工事		■			■
仮設事務所・足場等工事		■	■	■	■
土木・造成・付帯工事					
土木工事			■	■	■
付帯工事		■	■		
造成工事		■	■	■	
工場棟・破砕棟・管理棟工事					
プラットフォームエリア			■	■	■
ごみピットエリア			■	■	■
炉室・排ガス処理エリア			■	■	■
別棟工事					
計量棟・選別棟・車庫棟			■	■	■
地下灯油タンク				■	■
余熱利用体験棟・修理再生棟				■	■
その他工事					
アクセス道路工事		■	■	■	■
緩衝緑地造成工事				■	■
試運転					■
しゅん工					●
事後調査報告書（工事の実施時）				■（その1）	■（その2）

2) 環境監視委員会の設置

本事業の実施にあたっては、環境監視体制を効率的かつ永続的に機能させることで、施設の適性かつ健全な運営・管理の継続に資することを目的として新環境クリーンセンター環境監視委員会（以下、「環境監視委員会」という）を設置している。

環境監視委員会は環境監視体制の中心的な役割を担うものであり、委員会においては、富士市から環境保全・監視に関する事項の報告を行うとともに、委員からの提言を工事計画に反映するなど可能な限り工事に関する周辺環境に対する負荷の低減に努めている。